

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正

一 用語の定義

1 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいうものとする。

(一) 事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人 (第二条第二項第一号関係)

(二) 設立の日以後の期間が十年未満の会社 (第二条第二項第二号関係)

2 この法律において「国等」とは、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいうものとする。

(第二条第三項関係)

二 受注機会の増大の努力

国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結す

るに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）の増大を図るよう努め、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならないものとする事。

（第三条関係）

三 中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等

国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本方針を作成するものとする事。

（第四条第一項関係）

四 中小企業者に関する契約の方針の作成等

各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする事。

（第五条第一項関係）

五 国等の契約の実績の概要の通知及び公表

1 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする事。

(第六条第一項関係)

2 経済産業大臣は、国等の契約の実績の概要の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならぬものとする事。

(第六条第二項関係)

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする事。

(第九条関係)

第二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

一 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の業務の追加

市町村の行う中小企業者の事業活動の支援に必要な協力を行うものとする事。

(第十五条第二項第四号関係)

二 検査権限の委任

1 主務大臣は、機構及び受託者に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ

るものとする。

(第二十六条の二第一項関係)

2 内閣総理大臣は、委任された権限を金融庁長官に委任するものとする。

(第二十六条の二第三項関係)

第三 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正

一 地域産業資源活用事業の追加

この法律における「地域産業資源活用事業」に関し、地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品の生産活動の体験その他の活動をその特徴とする役務の開発（当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開発に限る。）、提供（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。）、又は需要の開拓（当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。）を追加すること。

(第二条第三項第二号関係)

二 地域産業資源活用支援事業の定義

この法律において、「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供、地域産業資源活用事業を行

う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、地域産業資源活用事業の円滑な実施を支援する事業をいうものとする。 (第二条第五項関係)

三 基本方針の追加

地域産業資源活用支援事業の内容やその促進に当たつての配慮に関する事項を追加すること。

(第三条第二項第四号関係)

四 地域産業資源の内容の指定に係る関係市町村の長の追加

関係市町村 (特別区を含む。) の長は、地域産業資源の内容に関し、当該都道府県知事に対し、意見を申し出ることができるものとする。 (第四条第二項関係)

五 地域産業資源活用事業計画に記載する事項の追加

地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合は、当該者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容を記載しなければならないものとする。 (第六条第三項第三号関係)

六 地域産業資源活用支援事業計画の認定等

1 一般社団法人等は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用支援事業計画を作成し、主務

大臣に提出して、相当である旨の認定を受けることができるものとする。 (第八条第一項関係)

2 認定地域産業資源活用支援事業計画の変更の認定、認定の取消し等について規定すること。

(第九条第三項関係)

七 中小企業信用保険法の特例の追加

認定地域産業資源活用支援事業者であつて、認定地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定地域産業資源活用支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用するものとする。 (第十条第六項関係)

八 食品流通構造改善促進法の特例の追加

食品製造業者等が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証等の措置を講ずるものとする。 (第十二条第一項第一号関係)

九 商標法の特例の追加

認定地域産業資源活用商品等に係る地域団体商標の商標登録について、その登録料を納付すべき者が

認定地域産業資源活用事業者であるときは、その登録料を軽減又は免除するものとする。

(第十四条第一項関係)

十 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域産業資源活用促進業務

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、認定地域産業資源活用事業者等に対して必要な資金の貸付けの事業を行う市町村に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けの業務を行うものとする。 (第十五条第一項関係)

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者からの依頼に応じて、その行う認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。 (第十五条第二項関係)

十一 国等の施策に関する追加

都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、その地域の自然的経済的社会的条件に応じて、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施

するよう努めるものとする。

(第十六条第二項関係)

第四 附則

- 一 この法律の施行期日について必要な規定を設けること。
- 二 この法律の施行に伴う経過措置について必要な規定を設けること。
- 三 この法律の検討について必要な規定を設けること。
- 四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第一条から第十条関係)